

特別金利型定期貯金

夏SUN SUN

取扱期間 令和7年6月17日火～8月29日金

新規預入
資金限定

預入期間 1年
(スーパ一定期 単利型)

募集総額
200億円

年 **0.55%**
(税引後 年0.438%)

預入期間 3年
(スーパ一定期 複利型)

預入期間 5年
(スーパ一定期 複利型)

年 **0.65%**
(税引後 年0.517%)

年 **0.75%**
(税引後 年0.597%)

- 預入金額／10万円以上1,000万円未満 ※1,000万円以上をお預入れの場合は、2口以上に分けてお申込みください。
- 対象者／個人の方で、以下のいずれかに該当する方
 - 組合員またはその同居のご家族
 - 新たに出資をお申込みいただける方
 - 当JAへ給与または年金振込のある方
 - 当JAでローン契約のある方
- 対象資金／令和7年5月16日(金)以降に他金融機関から振込された資金、他金融機関から預け入れされた資金、振込された共済資金(満期金・解約金等)、当JA給与振込者のボーナス資金
※期間中に自動継続となった定期貯金、当JAの定期貯金を解約して預け替えされた定期貯金は対象となりません。
- その他／
 - ・ 期限前解約する場合は当JA所定の中途解約利率を適用いたします。
 - ・ 上記金利は初回満期日までとし、自動継続後の適用金利は継続日における店頭表示金利を適用いたします。
 - ・ 期間中であっても、募集金額に達した場合または市場金利の変動等により取扱いを終了させていただく場合があります。



JA おおいがわ

検索



藤枝地区
岡部支店 054-667-0711
立花支店 054-641-2358
葉梨支店 054-638-0255
稲葉支店 054-641-1061
青島支店 054-641-2226
大洲支店 054-635-2146
高洲支店 054-635-2050

焼津地区
焼津支店 054-626-6111
東益津支店 054-628-4133
大村支店 054-629-5312
豊田支店 054-628-3092
小川支店 054-628-2542
大富支店 054-624-4312
和田支店 054-624-5362
静浜支店 054-622-1411

島田地区
島田支店 0547-35-2121
中溝支店 0547-35-2233
六合支店 0547-35-6677
島田北支店 0547-32-0221
初倉支店 0547-38-0080

金谷地区
金谷支店 0547-46-2126
五和支店 0547-45-2137
川根南支店 0547-53-2027
中川根支店 0547-57-2003
本川根支店 0547-59-3123

詳しくは、JAおおいがわのホームページまたは商品概要説明書をご覧ください。
不明な点はお気軽に窓口までお問い合わせください。

特別金利型定期貯金「夏SUNSUN」 商品概要説明書

1. 商品名(愛称)	○スーパー定期貯金(単利型) 愛称:夏SUNSUN
2. 販売対象 (1)対象者	○個人の方で、以下のいずれかに該当する方 ・組合員またはその同居のご家族 ・新たに出資をお申込みいただける方 ・当JAへ給与または年金振込のある方 ・当JAでローン契約のある方
(2)対象資金	○令和7年5月16日(金)以降に確認できた以下のいずれかの新規預入資金 ・他金融機関から振込された資金 ・他金融機関から預け入れされた資金 ・振込された共済資金(満期金・解約金等) ・当JA給与振込者のボーナス資金
3. 取扱期間及び 募集金額	○令和7年6月17日(火)～令和7年8月29日(金) ○募集金額200億円(「夏SUNSUN」1年・3年・5年の合算) ※但し、募集金額に達した場合その時点で募集を終了させていただく場合があります。
4. 預入期間	○1年(定型方式) ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いができます。
5. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	○一括預入 ○一契約あたり10万円以上～1,000万円未満 ○1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利息 (1)適用金利	○預入時の約定利率 年0.550%(税引後 年0.438%)を満期日まで適用します。 自動継続時には、継続日におけるスーパー定期1年ものの店頭表示金利を適用します。 ○満期日(自動継続時)以降の金利は、店頭表示金利となり特別金利とはなりませんので、ご了承ください。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
(2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金	
(5)金利情報の 入手方法	
8. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のお取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJA/バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になります。
9. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または本店金融部金融推進課(電話:054-646-5102)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店金融部金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12.その他参考と なる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○当商品は、ATM、インターネットバンクでのお取扱いはしていません。 ○他の金利優遇定期貯金等との併用はできません。 ○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取扱いを中止させていただく場合があります。

1. 商品名(愛称)	○スーパー定期貯金(複利型) 愛称:夏SUNSUN
2. 販売対象 (1)対象者	○個人の方で、以下のいずれかに該当する方 ・組合員またはその同居のご家族 ・新たに出資をお申込みいただける方 ・当JAへ給与または年金振込のある方 ・当JAでローン契約のある方
(2)対象資金	○令和7年5月16日(金)以降に確認できた以下のいずれかの新規預入資金 ・他金融機関から振込された資金 ・他金融機関から預け入れされた資金 ・振込された共済資金(満期金・解約金等) ・当JA給与振込者のボーナス資金
3. 取扱期間及び 募集金額	○令和7年6月17日(火)～令和7年8月29日(金) ○募集金額200億円(「夏SUNSUN」1年・3年・5年の合算) ※但し、募集金額に達した場合その時点で募集を終了させていただく場合があります。
4. 預入期間	○3年、5年(定型方式) ※預入時のお申し出により自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いができます。
5. 預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	○一括預入 ○一契約あたり10万円以上～1,000万円未満 ○1円単位
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取扱いができます。預入日(または継続日)の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途解約利率により一部支払いが可能です。(ただし、一部支払い後の定期貯金残高が10万円以上必要です。)
7. 利息 (1)適用金利	○以下のとおり預入時の約定利率を満期日まで適用します。 期間3年:年0.650%(税引後 年0.517%) 期間5年:年0.750%(税引後 年0.597%) なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。自動継続の場合には、原則としてこの定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 満期日(自動継続時)以降の金利は、店頭表示利率となり特別金利とはなりませんのでご了承ください。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月ごとに複利計算をします。 ○20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭に表示しています。
(2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金	
(5)金利情報の 入手方法	
8. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ○マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)のお取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJA/バンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になります。
9. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により6か月ごとの複利計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入期間を、3年の定型方式とした場合 ① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 …… 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満 …… 約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満 …… 約定利率×90% (2) 預入期間を、5年の定型方式とした場合 ① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 …… 約定利率×30% ③ 1年以上1年6か月未満 …… 約定利率×40% ④ 1年6か月以上2年未満 …… 約定利率×50% ⑤ 2年以上2年6か月未満 …… 約定利率×60% ⑥ 2年6か月以上3年未満 …… 約定利率×70% ⑦ 3年以上4年未満 …………… 約定利率×80% ⑧ 4年以上5年未満 …………… 約定利率×90%
10. 貯金保険制度 (公的制度)	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11. 苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA各支店または本店金融部金融推進課(電話:054-646-5102)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA本店金融部金融推進課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
12.その他参考と なる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○当商品は、ATM、インターネットバンクでのお取扱いはしていません。 ○他の金利優遇定期貯金等との併用はできません。 ○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取扱いを中止させていただく場合があります。